

町田市美術品等収集基金条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)11月29日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市美術品等収集基金条例の一部を改正する条例

町田市美術品等収集基金条例（昭和58年6月町田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
(基金の額) 第2条 基金の額は、 <u>1億円とする。</u>	(基金の額) 第2条 基金の額は、 <u>予算の定めるところによる。</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。